

鎌倉市農業委員会 令和3年度 第11回総会 次第	
日時	令和4年(2022年)2月24日(木) 15時30分開会
場所	鎌倉商工会議所 3階 301会議室
委員名	1番 小川和己、2番 浜野清一、3番 石澤一英、 4番 市川幸子、5番 小泉紀久夫、6番 柏木博明、 7番 和田雅裕、8番 落合るみこ、9番 岡崎和彦、 10番 飯田正実、11番 平井保男、12番 郷原均、 13番 三橋義昭、以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・飯田担当係長・小田主事・名塚職員・酒井職員
欠席委員	4番 市川委員
議長(平井会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。4番 市川委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、7番和田委員、8落合委員 をお願いします。 次回の現況証明委員については、9番岡崎委員、10番飯田委員に をお願いします。
議長(平井会長)	それでは、日程第1、報告第34号、農地法第3条の3第1項の 規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告に ついて、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第1、報告第34号、農地法第3条の3第1項の規定に よる届出の受理の 決定に関する専決処分の報告について、着席し てご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出に ついて、1月11日から2月10日までに受理し、処理した案件につい て報告するものです。 それでは、報告に移ります。 資料につきましては、送付資料の1ページ～3ページをご覧ください。 1ページの番号1と2ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3年7月25日に相続により届出者が所有権を取得 し、令和4年1月27日に専決処分いたしました。 続きまして、1ページの番号2と、3ページの整理番号2の①及 び②の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報 告書に記載のとおりです。

	本件は、いずれも令和2年12月16日に相続により届出者が所有権を取得し、令和4年2月10日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。相続開始日から1年以上たっていますが、この方は農業をしないのでしょうか。納税猶予は出ていましたか。
事務局(名塚職員)	議長。整理番号2の①の土地については、現況が畑であり、本人から相続税の納税猶予の申請は特に受け付けていません。届出の内容は耕作中となっており、他の方に貸すということもなく、あくまで本人が耕作をされるということで、届出を受理しています。②の土地については、現況はすでに農地ではなく、後ほど報告いたします、第35号で農地転用の届出が出ている状況です。
3番(石澤委員)	議長。わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	それでは、日程第2、報告第35号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第2、報告第35号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、1月11日から2月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の5ページから10ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 5ページの番号1と、7ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年2月7日に専用住宅へ転用のため、令和4年2月2日に専決処分いたしました。 続きまして5ページの番号2と、8ページの整理番号2の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年2月10日に専用住宅へ転用のため、令和4年2月2日に専決処分いたしました。 続きまして5ページの番号3と、9ページの整理番号3の案内図

	をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年2月16日に共同住宅へ転用のため、令和4年2月10日に専決処分いたしました。 続きまして6ページの番号4と、10ページの整理番号4の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年2月17日に駐車場へ転用のため、令和4年2月10日に専決処分いたしました。 以上4件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第36号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第3、報告第36号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、1月11日から2月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料11ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 11ページの番号1と、12ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年2月1日に専用住宅へ転用のため、令和4年1月14日に専決処分いたしました。 続きまして、11ページの番号2と、13ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年3月12日に専用住宅へ転用のため、令和4年2月16日に専決処分いたしました。 続きまして、11ページの番号3と、14ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年5月1日に資材置場へ転用のため、令和4年2月16日に専決処分いたしました。

	以上3件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、報告第37号、農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明について、6件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第4、報告第37号、農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明について、ご説明いたします。 はじめに、買受適格証明について、ご説明します。 裁判所の強制執行等により、農地が競売等に出された場合、この農地を取得するため競売等に参加するには、農業委員会が交付する買受適格証明が必要となります。 この証明における農業委員会における手続きの流れは、お配りしております資料19ページ、報告第37号参考資料②のフロー図に照らしご説明します。 今回の報告内容については、対象地が市街化区域内の農地を転用目的で取得する場合の買受適格証明になりますので、フロー図の右側をご覧くださいなのですが、農地法第5条に規定する届出に準じて、審査・証明を行うこととされています。 証明書の交付を受け入札に参加後、落札した者は、改めて農地法第5条の届出を行い、農業委員会は、当該証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、受理をすることとされています。 この届出の受理通知書によって、所有権移転を行うことができます。 また、届出書に添付すべき書類で買受適格証明願に添付して提出された書類については、届出書にその旨を記載して省略してよいことになっています。 それでは、本件の内容説明に移ります。 お手元の送付資料15ページの報告書、16ページの整理番号1～6の案内図、それから本日お配りした参考資料で説明を行います。 それでは、報告に移ります。 15ページの番号1～6と、16ページの整理番号1～6の案内図及び17～18ページの整理番号1～6の参考資料①をご覧ください。 本件は、報告書に記載の対象地、XXXXXXXXXXについて、競売が実施されており、実施機関である横浜地方裁判所から、入札に参加するに当たり、農地を買い受ける資格である「買受適格証明書」の提出が求められています。当該土地について、議案書に記載のとおり、6名の入札参加予定者から当委員会に対し、「買受適格証明書」の交付申請があったものです。なお、当該地に係る

	証明書の交付申請については、1月総会でもご報告しています。 当該地は、市街化区域に位置していることから、届出案件になります。 今後は、競売の落札者から改めて届出が出されるため、その際は改めて本総会で報告します。 以上で、報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第21号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程 第5、議案第21号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてですが、ご説明の前に先月の総会で郷原委員から、農業公社の運営についてのご質問がありましたので、その回答をしたいと思います。 農地中間管理事業で扱う業務は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地利用の効率化と生産性の向上を進めることなどを目的として、農地の受け手を公募し、農地の出し手から農地を借り受け、必要に応じて基盤整備等を行った上で受け手に貸し付けなどを行うものです。神奈川県では、この中間管理事業法に基づき、神奈川県農業公社が中間管理機構に指定されています。 農地中間管理事業はこのように、法律の目的に沿った公益性の高い事業であることから、市が中間となって貸し借りを行う場合と同様に、手数料は徴収していません。 また、農業公社が農地を借受け、借り手が見つかるまでの間は、公社が地主に対し賃料を負担しますが、この場合の賃料については国県からの補助金が使われているとのことでした。 それでは、説明に入ります。 お手元の送付資料 20 ページの議案書、21 ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から[]に農地を貸し出すものです。参考資料の白塗りの土地が本件の対象地で、斜線地は現在、[]が耕作している土地です。 農業公社から[]への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知が

	あったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしております。 賃借料については、1平方メートル当り24円で、年間18,100円となっています。■■■■の農作業従事日数は年300日、鎌倉市内で約3,811㎡を耕作しており、世帯員含め3名で営農しているとのことです。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。7番。2月22日(火)午後1時30分から、平井会長、現況証明委員の落合委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 借受人である■■■■の現在の耕作状況を確認したところ、ネギなどの作付けが行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第21号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第21号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、7、議案第22号及び議案第23号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について関連案件ですので、一括して上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第6及び7、議案第22号及び23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、関連するため一括でご説明いたします。 お手元の送付資料22及び23ページの議案書、24ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から■■■■に農地を貸し出すものです。参考資料の白塗りの

	1 及び 2 の土地が本件の対象地で、斜線地は現在、 が耕作している土地です。1 の土地である が議案第 22 号の対象地、2 の土地である が議案第 23 号の対象地です。 農業公社から への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしております。 なお、今回の契約は、土地所有者が賃料を受け取らない意向を持っていることから、いずれも農業公社を介した使用貸借契約となっており、賃借料はゼロとなっています。 の農作業従事日数は年 200 日、鎌倉市内で約 1,434 m²を耕作しており、世帯員含め 5 名で営農しているとのことです。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の落合委員から補足説明をお願いします。
8 番(落合委員)	議長。8 番。2 月 22 日(火)午後 1 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 借受人である の現在の耕作状況を確認したところ、ブドウの作付けが行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、個別に採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 22 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 22 号は承認されました。 次に、議案第 23 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 23 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 8、議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。

事務局(飯田係長)	議長。日程第8、議案第24号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料25ページの議案書、26ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から■■■■に農地を貸し出すものです。参考資料の白塗りの土地が本件の対象地で、斜線地は現在、■■■■が耕作している土地です。 農業公社から■■■■への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしております。 賃借料については、1平方メートル当り24円で、年間9,800円となっています。■■■■の農作業従事日数は年200日、鎌倉市内で約1,000㎡を耕作しており、世帯員含め2名で営農しているとのことです。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の落合委員から補足説明をお願いします。
8番(落合委員)	議長。8番。2月22日(火)午後1時30分より、平井会長、現況証明委員の和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 借受人である■■■■の現在の耕作状況を確認したところ、玉ねぎの作付けが行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
9番(岡崎委員)	議長。9番。この畑に入る道はこの地図では確認できないが実際はどういう状況ですか。
事務局(飯田係長)	議長。公図上は道が示されていないが、■■■■から入るという通行の同意を得ているということです。
9番(岡崎委員)	議長。わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います

	が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 24 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 24 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 9、その他、諸般の報告について、4 件報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。諸般の報告 1、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 2 月 10 日(木)及び予備日として 2 月 14 日(月)に予定していた第 8 回目の実践活動は、悪天候により、和田会長と協議し、活動を中止としました。 3 月の実践活動の予定は、3 月 10 日(木)に、第 9 回目の活動を行う予定です。A グループの皆様、和田会長、柏木委員、郷原委員、市川委員は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。 当日は、手広の圃場に午後 1 時 30 分現地集合で、3 時 30 分頃までの作業としたいと思います。 当日が雨天の場合は、3 月 17 日(木)に延期とします。 なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、お願いいたします。 続きまして、諸般の報告 2、第 30 回 遊休農地解消対策協議会の開催について、ご報告します。 遊休農地解消対策協議会を次回 3 月総会に合わせ、3 月 23 日(水) 15 時 00 分より鎌倉市役所第 3 分庁舎 1 階講堂で開催します。 来年度の活動計画の協議等を行う予定です。 最後に、諸般の報告 3、3 月総会の日程についてです。 次回は、3 月 23 日(水)午後 3 時 30 分から、鎌倉市役所第 3 分庁舎 1 階の講堂で開催します。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。2 月の実践活動は中止になったが、C グループの担当延期ではなく、中止ということですね。
事務局(飯田係長)	議長。はい。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和 3 年度第 11 回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。

会 長	平井 保男
議事録署名委員 7番	和田 雅也
議事録署名委員 8番	落合 純二